

設計説明書

1 事業者等の概要

項目		内容	備考
事業者	(ふりがな) 氏名 (法人の場合は事業者名)		
	代表者※	役職	
		(ふりがな) 氏名	
	住所	(〒 - )	
	電話番号		
	F A X 番号		
	電子メール		
その他事業者	(ふりがな) 氏名 (法人の場合は事業者名)		
	担当者※	役職	
		(ふりがな) 氏名	
	住所	(〒 - )	
	電話番号		
	F A X 番号		
	電子メール		
土地所有者	(ふりがな) 氏名 (法人の場合は事業者名)		
	担当者※	役職	
		(ふりがな) 氏名	
	住所	(〒 - )	
	電話番号		
	F A X 番号		

※印の欄は法人の場合に記載すること

2 事業区域の概要

項目		内容	備考
所在地	地名地番		
	住居表示		
事業区域面積			m <sup>2</sup>

3 特定事業の概要

設置形態	<input type="checkbox"/> 平地	<input type="checkbox"/> 斜面地	<input type="checkbox"/> その他 ( )
敷地所有	<input type="checkbox"/> 自己所有地	<input type="checkbox"/> 借地	<input type="checkbox"/> その他 ( )
従前の土地利用	<input type="checkbox"/> 森林	<input type="checkbox"/> 農地	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他 ( )
特定工作物	発電出力	kW	水平投影面積又は高さ m <sup>2</sup> 又はm

附属施設	名称		面積	m <sup>2</sup>
	名称		面積	m <sup>2</sup>

4 斜面の安全確保その他災害発生の防止に関する設計の概要

技術基準の概要	設計の概要（技術基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入してください。）
①（特定工作物を設置しない場合は②）から⑦までに掲げる基準を満たすことにより、斜面の安定性確保その他災害発生防止がされたものであるか。		
①特定工作物を設置する斜面の傾斜度は、水平面に対して30度以下とすること。		
②事業区域内の斜面については、雨水、風化その他の自然現象による浸食又は崩壊を防止するための適切な措置を講ずること。		
③特定事業その他の行為により斜面が生じる地盤については、小段又は排水設備の設置その他適切な措置を講ずること。		
④事業区域内の全ての地盤には、地表水等を排水施設まで適切に流下できるように勾配を付すること。		
⑤事業区域内の地表水等が適切に排水されるよう、市長が別に定める基準を満たす能力及び構造を有する排水設備を設置すること。		
⑥事業区域内の地表水等に対応した沈砂池、調整池その他の施設を適切に設置すること。		
⑦特定工事については、工事中における災害の発生を防止するため、工事を行う場所の気象、地形、地質その他の自然条件、周辺の環境その他の事情を考慮し、適切な工事時期及び工法によること。		

5 構造の安全性に関する設計の概要

技術基準の概要	設計の概要（技術基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入してください。）
①、②に掲げる基準を満たし、安全性を確保する構造であるか。		
①工作物の構造は、自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対して安全であること。		
②工作物に付属する構造物が、沈下、浮き上がり、転倒又は横移動が生じないように地盤に定着させるとともに、腐食、腐朽及び摩耗しにくい材料を使用するなどの措置を講ずること。		

6 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する設計の概要

技術基準の概要	設計の概要（技術基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入してください。）
①～⑥に掲げる基準を満たし、良好な自然環境及び生活環境の保全に関する措置が行われたものえあるか。		
①森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可を受けて特定事業を行う土地の区域にあつては、同法及び同法に基づく命令に基づき森林の残置、造成その他必要な措置を講ずること。		
②①以外の土地の区域にあつては、事業区域内に事業区域の面積の3パーセント以上の面積の森林又は緑地（以下「森林等」という。）を確保すること。		
③事業区域内に法面が生ずる場合にあつては、当該法面に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。		
④事業区域内の境界部分については、残置森林、植栽、塀、柵その他の工作物の設置により、適切な遮蔽又は緩衝の措置を講ずること。		
⑤工作物を山地に設置する場合にあつては、稜線の景観を保全するため、独立峰の頂部の付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に設置することをできるだけ避けるとともに、主要な展望地及び公共交通施設並びにそれらの周辺からの眺望を妨げない位置に設置し、かつ、道路、公園その他の公共施設の境界線からできるだけ後退した位置とすること。		
⑥湖沼、ため池その他水面に近接して設置する場合にあつては、水面の景観及び水中の生態系への配慮を行うこと。		

## 7 関係法令の適用状況

関係法令等		確認日	区域・行為の該当	手続の必要性	申請又は届出の日
他法令の適合状況の調査を要するもの	国土利用計画法の届出 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく旧最終処分場における形質変更届出 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	都市計画法に基づく開発許可 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	建築基準法に基づく建築確認 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	土壌汚染対策法に基づく届出 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	農地法に基づく農地転用許可又は届出 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	森林法に基づく届出又は林地開発許可 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	河川法に基づく工事, 占用等の許可 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	道路法に基づく道路占用許可 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	文化財保護法に基づく許可, 届出 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	港湾法に基づく許可 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	景観法に基づく届出 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日
	海岸法に基づく許可 ( 課)	年 月 日	有・無	有・無	年 月 日

(備考) 記入欄が不足する場合は適宜挿入すること。